

介護保険料が変わります

— 65歳以上のみなさんへ —



介護保険を取り巻く状況

介護保険制度は平成12年に始まり、3年ごとに制度の見直しを行うことになっていきます。今年度から第4期事業計画期間（平成21～23年度）に入るため、市では、制度の見直しと介護給付費の推計を行いました。

推計では、本市の人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が、平成20年10月の20・4%から平成23年10月には21・8%へ増加し、介護保険の認定者数の割合も、平成23年度には10・3%増加すると予想されます。

また、介護サービスの費用は年々増加し、平成21年度当初予算では約34億円となり、今後もさらに増加すると考えられます。

一方、介護の現場では、過酷な労働により介護従事者が離職するなど、質の高いサービスを提供することが難しくなっています。

介護保険料の改定について

市では、平成21年度から第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を下表のとおり改定します。

今回の改定では、保険料基準額を月額3,600円とします。そして、従来の6段階制から、7段階と特例を含む8つの階層を設けます。

なお、国の制度改正により、介護従事者の処遇を改善するため、介護報酬を約3%プラス改定することになりました。それに伴う保険料の増額分については、軽減措置として、平成21年度は増額分の全額を、平成22年度は2分の1を国が負担します。

保険料の金額は、普通徴収（現金納付又は口座振替）の人は7月に納入通知書で、特別徴収（年金天引）の人は6月に仮徴収額の変更通知と、8月に年額算定後の通知でお知らせします。

★介護いきがい課 ☎ 1719

軽減措置の仕組み

報酬改定による増額分（100円）

全額を国が負担	半額を国が負担	
基準月額3,500円	基準月額3,550円	基準月額3,600円
平成21年度	平成22年度	平成23年度

介護保険料一覧

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料（基準月額×保険料率×12か月）		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	0.50	21,000円	21,300円	21,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	0.50	21,000円	21,300円	21,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	0.75	31,500円	31,950円	32,400円
第4段階（特例）	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	0.90	37,800円	38,340円	38,880円
第4段階（基準額）	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階（特例）に該当しない人	1.00	42,000円	42,600円	43,200円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	1.10	46,200円	46,860円	47,520円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.25	52,500円	53,250円	54,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	1.50	63,000円	63,900円	64,800円



未来のあなたを支える 国民年金

平成21年度の国民年金保険料は、**月額14,660円**です。老後や“もしも”の時に備えて、しっかり納めましょう。なお、保険料の納期は翌月末日です。保険料の割引を受けられる口座振替や前納制度もご利用ください。

ねんきん定期便が届きます

社会保険庁では、4月からすべての国民年金、厚生年金の被保険者へ「ねんきん定期便」の送付を始めました。この通知は、年金制度に対する理解を深めるため、毎年誕生日に送付されます。

※1日生まれの人には、誕生日の前月に送付されます。4月1日生まれの人は、平成22年3月が初回の送付です。

何が書いてあるの？

- 平成21年度
 - ①年金加入期間
 - ②年金受給見込額
 - ・50歳未満の人：これまでの加入実績に応じた見込額
 - ・50歳以上の人：「ねんきん定期便」作成時点に加入している制度に、引き続き加入した場合の見込額
- ※すでに年金を受給している（全額停止中を含む）人には、見込額は通知されません。
- ③保険料の納付額
- ④年金加入履歴
- ⑤厚生年金加入期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金加入期間の月ごとの保険料納付状況

平成22年度以降

①から③までを更新したものと、⑤・⑥の直近1年分が通知されます。ただし、35歳・45歳・58歳の人には、①から⑥までを更新したものが通知されます。

受け取ったら？

58歳の人や「ねんきん特別便」に回答していない人には、水色の年金加入記録回答票が同封されています。その場合は、必ず回答する必要があります。「訂正なし」でも、その旨を記入して返送してください。それ以外の人は、漏れや誤りがある場合のみ、同封の年金加入記録回答票に必要な事項を記入し、返送してください。

ねんきん特別便・定期便 無料相談のお知らせ

※すでに「ねんきん特別便」などで訂正の申し出や、第三者委員会へ申し立てをしている期間については、再度回答する必要はありません。

日時 毎月第1・第3木曜日
午前10時～正午、午後1時～3時

場所 市役所1階保険課前
相談員 社会保険労務士

※12月まで実施する予定です。

学生納付特例制度のご案内

20歳以上の人は、学生でも国民年金に加入して、保険料を納めることになっています。ただし、収入がない・少ないなどの理由で保険料を納められない場合には、「学生納付特例制度」を利用して保険料を後納することができます。

申請して承認を受けた期間は、年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されます。また、事故や病気などによる障害・死亡のときの障害基礎年金又は遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

手続きの方法は？

平成20年度に学生納付特例制度を受けていて、平成21年度以降も在学期間があると申し出た人には、社会保険庁から、特例制度を受けるかどうか確認する通知が3月下旬に送付されています。引き続き制度を受けたい人は、通知書に同封されている返信用はがきに必要な事項を記入し、返送してください。市への申請は不要です。

ただし、3月下旬に通知が届いていない人や学校が変

【年金についてのご相談・お問い合わせは下記へ】

- ◇ねんきん定期便専用ダイヤル（旧ねんきん特別便専用ダイヤル）
☎0570-058-555（IP電話・PHSの場合は☎03-6700-1144）
- ◇ねんきんダイヤル（年金相談全般）
☎0570-05-1165（IP電話・PHSの場合は☎03-6700-1165）
- ◇社会保険庁ホームページ（年金制度についての説明や、年金見込み額の試算の申し込みなど）
<http://www.sia.go.jp/>
- ◇熊谷社会保険事務所（国民年金に関する相談）☎048-525-1844
- ◆国民年金の加入や免除申請等の手続きは、本庁市民課年金保険係☎25-1114、総合支所市民課年金保険係☎72-1331（内線334）へ

わった人、初めて申請する人は、本庁又は総合支所市民課で5月末日までに手続きをしてください。申請が遅れても、4月までさかのぼって承認されますが、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡については、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

持参するもの 年金手帳、印鑑、新学年の学生証（コピー可）又は在学証明書